

施設の利用申請受付について

施設の利用について、利用日の3日前までに申請手続きをお願いしておりますが、令和8年4月1日より、施設の一部について、利用当日までの申請受付を行います。

対象施設

- ・文化会館
 - ・あいさい笑鵬公民館(佐織公民館)
 - ・永和地区公民館
- ホール・ホールに付随する施設を除いた施設
(会議室・研修室・視聴覚室・料理実習室など)

利用日の2日前から 利用前日までの利用申請	午前9時から午後5時までの利用に限り、 申請受付を行います。 ただし、窓口は午後5時までの受付となります。
利用当日の申請 (午前9時から午後5時まで)	申請および利用が可能です。
利用当日の申請 (午後5時から午後9時まで)	申請および利用はできません。

変更・取消の申請については、これまで通り利用日の3日前までに手続きをお願いいたします。